

## 第5章 管理及び検査

### 5 - 1 管 理

#### 5 - 1 - 1 一 般

請負者は、次の項目について施工管理を行い、塗装工事記録表（参考資料 - 3）を主任監督員に提出しなければならない。

- |              |          |
|--------------|----------|
| (1) 塗料及びシンナー | (5) 塗膜状態 |
| (2) 作業条件     | (6) 塗膜厚  |
| (3) 塗装前の状態   | (7) 保管方法 |
| (4) 塗装方法     |          |

（解 説）

- (1) 橋脚の場合は1基毎に、桁の場合は1径間毎（以後構造物単位という）に記録表を作成する。塗装工事記録表は品質管理データの一部であり、しゅん功図書を作成の際には電子納品等運用ガイドラインに従いCD-Rに収納すること。

#### 5 - 1 - 2 塗料およびシンナー

塗料およびシンナーは品質の管理、数量の管理を行い、取扱にも十分注意しなければならない。

##### (1)品質の管理

使用塗料の品質は、塗料製造会社で行った品質検査試験結果により、製造ロット毎に確認しなければならない。なお、主任監督員が別途必要と認めた場合は、公的機関による抜取り試験を実施し、その結果を主任監督員に提出しなければならない。

##### (2)使用量の管理

使用数量（kg）を、工事中毎日確認し記録しなければならない。

##### (3)取扱い

塗料は引火性の液体であり消防法で危険物に指定されている。また塗料には有機溶剤や重金属が含まれており、高濃度で人体に作用する場合は健康上有害である。したがって塗料の運搬、保管、塗付の各段階で、次に示す関連法規等を遵守して安全な作業をしなければならない。

##### 1)消防法

##### 2)労働安全衛生法

イ)労働安全衛生規則

ロ)有機溶剤中毒予防規則

ハ)特定化学物質等傷害予防規則

ニ)酸素欠乏症防止規則

（解 説）

品質検査試験の試験法と合否の判定は、土木材料共通仕様書による。